

企画競争実施の公示

平成21年4月24日

港湾局総務課長 鈴木 章文

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 電子タグ等を活用した港湾物流情報化推進のためのシステム設計・開発及び進捗管理支援業務

(2) 業務の目的 近年、製品の生産・消費地の広域化がさらに進展するとともに、サプライチェーン（以下、「SC」という。）上の製品に対するリードタイムやレスポンスタイムの短縮が強く求められるようになってきており、SC上の製品の詳細なトラッキングの実現とこれによる生産・流通の全体最適の実現といったサプライチェーンマネージメント（以下、「SCM」という。）の高度化が製品の国際競争力を確保する上で喫緊の課題となっている。また、SCの流れを更にスムーズにするため、SC上に関与する者がお互いに必要な情報を共有することも強く求められている。

このような状況の中、港湾物流に関しては、SC上に関与する者が、荷主、船社、ターミナル事業者、海貨事業者、陸運事業者、行政機関等と多数に及ぶことから、SCを部分的にトラッキングするシステムは存在するものの、SC全体をトラッキングするためのシステムはまだ構築されておらず、一部の港湾物流事業者のみしか最適なSCMを実施できない状況にある。また、SCの流れの中で各々の欲しい情報がバラバラに提供されている状況であり、情報共有化の面でも非効率なものとなっているのが現状である。

上記の課題を解決するためには、SC全体で海上コンテナ貨物をトラッキングするためのシステム（以下、「情報システム①」という。）の構築、SC上に関与する者が一元的に情報共有できるポータルサイト（以下、「情報システム②」という。）の構築が必要である。

情報システム①及び②を構築するにあたっては、総務省のガイドライン等（本仕様書「3.」記載）にて推奨される事項を参考に業務（設計・開発および当該業務の進捗管理）を進める必要があり、専門的かつ高度な知見を要するため、当該業務を支援する者が必要である。

以上を踏まえ、本業務は、情報システム①及び②に係る業務の最適化整理、情報システム①及び②の設計・開発に係る仕様書作成並びに情報システム①及び②の設計・開発業務の進捗管理等を支援することを目的とするものである。

(3) 業務の内容

- 1) 情報システム①及び②に係る業務の最適化整理並びに情報システム①及び②の設計・開発に係る仕様書作成の支援業務。
- 2) 情報システム①の設計及び開発並びに情報システム②の設計に係る進捗管理支援業務。

(4) 履行期限 平成22年3月26日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有する者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 業務執行体制に関する要件
　　本件支援業務を実施するにあたっては、管理技術者は次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 経済産業省が認定する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者
 - ② 米国プロジェクトマネジメント協会が実施するPMP(Project Management Professional)試験の合格者
 - ③ システム開発のプロジェクト管理業務(支援業務を含む。)の実務経験が10年以上ある者
 - ④ 官公庁あるいは独立行政法人のCIO補佐官業務経験がある者。

3. 手続等

- (1) 担当部局
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
国土交通省港湾局総務課調整係
電話 03-5253-8945 ファクシミリ 03-5253-1648
- (2) 説明書の交付期間、交付元及び交付方法
平成21年4月24日(金)から平成21年5月19日(火)までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から18時00分まで、(1)と同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。なお、交付を受けた説明書を第三者に再交付してはならない。
- (3) 企画提案書の提出期限及び提出方法
平成21年5月20日(水)18時00分、(1)と同じ。
企画提案書の提出は持参、郵送(書留郵便に限る。)に限る。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの日時及び場所
協議の上、別途通知する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)と同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成1年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、

会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。